

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
規制の名称	解除等の予告
規制の区分	新設
担当部局	雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>特定受託事業者が次の取引に円滑に移ることができるようにし、解除等に伴う時間的・経済的損失を軽減することを目的として、契約の期間が一定期間以上である契約(更新により一定期間継続している場合を含む)の中途解除や不更新について、少なくとも30日前の予告をしなければならないものとする。</p> <p>また、特定受託事業者に係る取引に解除等が発生する場合において、特定受託事業者の今後の事業の見直しに資することや契約存続の交渉機会の確保、解除等に係るトラブル防止に資することを目的として、特定受託事業者からの求めがあった場合に解除等の理由を開示しなければならないとする。</p>
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、特定業務委託事業者が特定受託事業者との契約を解除又は更新しない場合に事前予告を行う等の事務が発生するが、予告方法については、書面に限らず、口頭や電子メール等の方法も認めることから、発注事業者の負担は限定的である。</p> <p>行政費用として、特定受託事業者から本規制に係る申告があった場合の事実確認、違反があった場合の是正措置等に係る事務(都道府県労働局が対応)が発生する。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>特定受託事業者との契約の解除等についての事前予告や特定受託事業者からの求めに応じた理由の開示によって、契約に関するトラブルの未然防止になるほか、特定受託事業者の次の取引への円滑な移行に資することから、特定受託事業者の取引市場の発展にもつながる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>特定受託事業者との契約解除又は契約を更新しない場合の事前予告を行う事務等が発生するが、事前予告の方法については、書面に限らず口頭や電子メール等の方法も認めることから、特定業務委託事業者の負担は限定的である。</p> <p>契約の解除等の事前予告や理由の開示は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約解除等に係るトラブルの未然防止になり、トラブルや苦情が生じた際の対応コストが削減できることや、 ・特定受託事業者の次の地理引きへの円滑な移行に資し、特定受託事業者の取引市場の発展につながることに鑑みると、遵守費用を超えた便益がある。
代替案との比較	<p>本規制を努力義務とすることも考えられるが、特定業務委託事業者により、契約の中途解除等に係る事前予告の有無等が分かれることは、特定受託事業者にとっては、事業の継続等に係る予測可能性を損なうとともに、一部でも突然の解除が行われた場合には、事業機会の損失等の被害が大きいことから、事前予告を義務づけることが必要である。</p>
その他の関連事項	<p>特になし。</p>
事後評価の実施時期等	<p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第2項の規定に基づき、施行後3年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。</p>